鳥取市都市公園

改正後

津ノ井ニュータウン野球場利用料金

区分	利用料金（1面1時間につき）
一般	500円
小学生、中学生	200円
高齢者	250円
障害者等	無料

備考

1　1時間未満は、1時間とする。

2　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

3　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

(2)　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

4　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

市民スポーツ広場野球場・千代川倉田スポーツ広場（サッカー場を除く。）利用料金

区分	利用料金（1面1時間につき）
一般	300円
小学生、中学生、高齢者	150円
障害者等	無料

備考

1　1時間未満は、1時間とする。

2　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

3　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

(2)　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

4　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

改正前

津ノ井ニュータウン野球場・市民スポーツ広場野球場・千代川倉田スポーツ広場利用料金鳥取市営幸町駐車場

区分		利用料金1面1時間につき
高齢者等	＼	無料
一般	＼	525円
高校生	日曜日、土曜日及び祝日に個人で使用する場合	無料
	上記以外の場合	525円
小学生又は中学生	日曜日、土曜日及び祝日に個人で使用する場合	無料
	上記以外の場合	210円

備考

1　1時間未満は、1時間とする。

2　「高齢者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　70歳以上の者

(2)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者

(3)　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者

改正後	改正前

千代川倉田スポーツ広場サッカー場利用料金

区分	利用料金（1面1時間につき）
一般	500円
小学生、中学生	200円
高齢者	250円
障害者等	無料

備考

1　1時間未満は、1時間とする。

2　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

3　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

(2)　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

4　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

金沢テニス場・井原テニス場・東富安テニス場・津ノ井ニュータウンテニス場利用料金

区分	利用料金（1面1時間につき）
一般	400円
小学生、中学生、高齢者	200円
障害者等	無料

備考

1　1時間未満は、1時間とする。

2　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

3　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

(2)　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

4　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

テニス場夜間照明利用料金

夜間照明	1面1時間当たり　300円
備考　1時間未満は、1時間とする。	

テニス場夜間照明利用料金

夜間照明	1面1時間当たり　315円
備考　1時間未満は、1時間とする。	

改正後	改正前

有料公園設備利用料金

施設の名称	区分		利用料金（1時間当たり）
梅鯉庵、屋形舟、行徳苑	休憩	一般	1人につき50円
		小学生、中学生、高齢者	1人につき20円
		障害者等	無料
	会合等	一般	1室につき300円
		小学生、中学生、高齢者	1室につき150円
		障害者等	無料
湖山池公園管理事務所研修室	会合等	午前8時から午後5時まで	1室につき　260円
		午後5時から午後10時まで	1室につき　390円

備考

1　1時間未満は、1時間とする。

2　営利を目的として利用する場合の利用料金は、この表に定める額(以下この表において「基本利用料金」という。)の3割増の額とする。

3　冷暖房設備の利用料金は、基本利用料金の3割の額とする。

4　この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

5　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

6　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

(2)　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

有料公園設備利用料金

施設の名称	区分			金額
梅鯉庵、屋形舟、行徳苑	休憩	1時間以内	高齢者等	無料
			上記以外の者	1人1回につき　50円
	会合等		1室1時間につき　310円	
湖山池公園管理事務所研修室	会合等		午前8時から午後5時まで	1室1時間につき260円
			午後5時から午後10時まで	1室1時間につき390円

備考

1　1時間未満は、1時間とする。

2　「高齢者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　70歳以上の者

(2)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者

(3)　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者

3　営利を目的として使用する場合の利用料金は、この表に定める額(以下この表において「基本利用料金」という。)の3割増の額とする。

4　冷暖房設備の利用料金は、基本利用料金の3割の額とする。

5　この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。